⑮　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記⑴から⑭及び次の①に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ、次の②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。なお、経常建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として申請することはできない。

①　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業の許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

②　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⑯　特定建設工事共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、以下の㋑ａ）からｄ）の書類を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、早めに提出すること。）

㋑　提出書類

ａ）共同企業体受付票（様式１）　２部

ｂ）共同請負入札参加資格審査申請（様式２）　１部

ｃ）委任状（共同企業体代表者への委任）（様式３）　１部

ｄ）特定建設工事共同企業体協定書（様式４）　１部

㋺　提出期間　平成24年６月１日（金）から平成24年６月26日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後５時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

㋩　提出場所　下記４⑴に同じ

㋥　提出方法　上記㋑ａ）からｄ）の提出は、提出場所へ持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

申請書及び資料の提出は、上記㋑ａ）からｄ）を受領した日から水曜日を経過した日（木曜日）より提出できる。

なお、期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　分類　本工事は総合評価落札方式の施工技術確認型（タイプＢ）であり、現場説明書、設計図面、公共建設工事標準仕様書及び関連法規等に明記された標準的な内容を超える提案を求めるもので、発注時の構造等、実施設計に変更を加える提案は行ってはならないものとする。

⑵　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する「企業の技術力」「配置予定技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び配点は、別添１「総合評価方式における評価基準（タイプＢ）」のとおりとする。

⑶　総合評価の方法　上記⑵の入札の評価に関する基準に示す評価項目の提案について、標準的なものは標準点100点とし、評価基準以上のものとして当機構が「評価」した提案においては、最大40点を加算する。

⑷　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」と「企業の技術力」「配置予定技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑶によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

⑸　落札者が提案し当機構が評価した「施工計画」に関する提案については、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において当機構と請負業者間で施工計画の履行に係る覚書（以下「覚書」という。）を交換するものとする。

⑹　履行状況から、請負者の責により当機構が評価した提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

⑺　工事契約後、速やかに当機構が評価した「施工計画」に係る施工計画書を提出すること。

⑻　「施工計画」の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書及び覚書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

⑼　総合評価に係る「施工計画」に対する提案が、品質の確保、環境配慮の観点から適切であり、それぞれの提案内容について、目的、場面及び手法等を具体的に記述し、適正に作成されていること。なお、提案の未提出、白紙提出は書類不備により失格とする。

４　入札手続等

⑴　担当支社　〒536―8550 大阪府大阪市城東区森之宮１－６－85　独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部契約チーム　電話06―6969―9970

⑵　設計図面及び現場説明書（ＣＤ－Ｒデータ）の交付方法　設計図面及び現場説明書はＣＤ－Ｒデータにより無償で交付する。ただし、発送に係る費用（地域により異なる。）は希望者の負担とする。交付を希望する者は、当機構西日本支社入札・契約情報ホームページの当該工事に係る入札公告添付のＦＡＸ申込書により以下の期間に送付し申込むこと。ＣＤ－ＲはＦＡＸ受領日より３営業日後までに到着するよう、㈱ＵＲコムシステムから着払い便で発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。なお、３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて上記⑴の契約チームに確認すること。

①　ＦＡＸ受付期間　平成24年６月１日（金）から平成24年７月３日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時30分から午後５時まで

②　ＦＡＸ番号　06―6969―9572

※設計条件書はすべてＣＤ－Ｒデータでの発送となり、紙による発送は行わない。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

本工事の競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書及び資料を提出しなければならない。

①　提出方法　申請書及び資料は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記５⑴の工務・検査チームへ平成24年６月28日（木）午後５時までに予め提出日時を予約した上、内容を説明できる者が持参するものとする。郵送によるものは受け付けない。（予約の都合により、ご希望どおりの日時に受け付けできない場合は、指定の日時での提出となる。また、予約優先で受け付けるが、提出資料の内容等によりお待ちいただく場合がある。）

②　提出期間

㋑　電子入札システムによる場合　平成24年６月４日（月）から平成24年７月３日（火）（以下「競争参加資格の確認基準日」という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後５時まで

㋺　紙入札による場合　平成24年７月２日（月）及び平成24年７月３日（火）の午前10時から午後５時まで

③　提出場所

㋑　電子入札システムによる場合　上記４⑴に同じ

㋺　紙入札による場合　〒536―8550 大阪府大阪市城東区森之宮１－６－85　独立行政法人都市再生機構西日本支社　５階502会議室（予定）

④　ヒアリング　「施工計画」及び「技術提案」に関する提案についてのヒアリングを行う。日時については、工務・検査チームより平成24年７月６日（金）、平成24年７月９日（月）又は平成24年７月10日（火）のいずれかを指定するので、当該日時に内容を説明できる者が出席すること。